

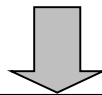


介護保険料の滞納が続くとどうなるの？

滞納が1年を超えた場合

介護サービス利用した際、通常であれば**利用した介護サービス費の1割、2割又は3割を負担すれば良いところを、いったん全額（10割）を支払わなければなりません。**

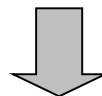
その後、保険者（市）に領収証等を提出し、申請することによって負担した分の9割、8割又は7割（保険者負担分）が払い戻しされることとなります。



滞納が1年6か月を超えた場合

介護保険給付が一時的に差止められます。これにより、**利用した介護サービス費の全額（10割）を支払わなければなりません。**

介護保険料の滞納が続いている場合は、本来であれば、保険者（市）に申請することによって負担した分の9割、8割又は7割が払い戻しとなるお金（保険者負担分）が、滞納している介護保険料に充てられることとなります。



滞納が2年を超えた場合

滞納した介護保険料は納期限から2年を過ぎると法律により時効となり納められなくなります。

時効により納められなくなった介護保険料があると、1割、2割又は3割の負担で利用できるサービスが3割又は4割負担となるなどの制限が一定期間発生することとなります。